

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁		
050010	売春行為の条件付き許可	売春防止法3条5条～13条	売春防止法3条、5条～13条	特定区域内での指定設備を有する建物等内において、売春行為の条件付き許可について要望する。	売春防止法第11条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣系サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に対しどのような取り締まりが行われるかの教えていただきたいと思っております。 第14・15条提案において「売春防止法は、「売春が人としての尊厳を著しく侵害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰している」と、毎回同じ回答をされています。 しかし同第4条では適用上の注意として、「この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない」とあります。何ども意いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従業者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従業者用に区域を限定した特例措置を講じても、問題は生じていないと考えますので、再検討を要望します。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関しては、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を著しく侵害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。このような売春の営業を特定地域に限って認可することが、構造改革特区区域の取組にかんがみて相応しいかどうかについては、女性の基本的人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ。現時点においては、要望事項を認めるのは不適当と言わざるを得ない。													1 0 0 2 0 2 0	個人	青森県	警察庁 法務省	
050020	土地区画整理事業における公共施設充当地域に関する事項の見直し	不動産登記事務取扱手続規則第68条	不動産登記事務取扱手続規則第68条	土地区画整理事業(先買取り)に係る専業施行者の証明書の発行行為として、現在は「買取りに係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合のみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも課税の特例の対象とする。その場合において、買取りに係る土地を公共施設の用地として登記した旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買取目的を記載した登記簿謄本の写し」または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。	土地区画整理事業(減価補償金地区)における公共施設充当地域については、土地を先買取りすることができることとなり、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。 しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記した旨を証する書類」の添付が義務付けられており、更に「当該買取りにかかる土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合のみ証明書を発行すること」と規定されている。 また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当地域を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地は公共施設の用に供する土地として登記申請することが望ましい」とされている。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主義を根拠に地目変更に応じられない状況にある。 (提案理由) 本市が減価補償金の交付に代えて用地の先買取りを行おうとしている宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすて撤去せず、当面、中断移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減(約9,000万円)、②中断移転者の負担軽減による事業の円滑化が見込まれることによる。当該土地の買取りについて課税の特例を適用したい。 (代替措置) ①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし)、課税の特例の対象とする。 ②証明書発行の際の添付書類として、「買取目的を記載した登記簿謄本の写し」または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を可能とする。	C	IV	表示に関する登記の制度趣旨に照らすと、法務局における地目変更の処理に際しては、本件課税の特例適用をすることを目指すのは、何らかの可否によって、その取扱いを要するべきものではなく、あくまで土地の現況及び利用目的に重点を置いて判断すべきであり、これにより、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができるものである。 したがって、特区におきのみ、この判断基準を緩和するといった措置を講じた場合、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができなくなり、地目の混乱を招く等、制度の根幹を揺るがすことになりかねないことから、このような対応を講ずることはできない。													1 0 0 6 0 1 0	松山市	愛媛県	法務省 財務省 国土交通省	
050030	ベトナム人介護福祉士への就業在留資格の認定	出入国管理及び難民認定法第2条の2	出入国管理及び難民認定法第2条の2	現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就業が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就業を認められる在留資格を付与していただきたいこと。 例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の種類の適用、または新規種類の開設。	現在の出入国管理法では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認められないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたいこと。 これが実現すれば、高齢者介護の職需を悉くベトナム人に動かし、同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職需の増強にも貢献できることとなる。 提案理由: ①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職業養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、確保も少ないので、介護専門職を要する者は、日本と先進的な外国に留学し、資格取得し、実経験することがもともとも迅速で有効な手段であること。 ②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人の一部依存せざるをえないならば、その準備は早期に、かつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。 詳細は参考資料をご参照ください。	C	I・III	介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務として評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、現況に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、日本入りのみならず外国人にも就労の機会(在留資格)を認定していただく願望が強い。また、ベトナム人大学卒者は非常に少ないので、介護専門学校卒、国家試験に合格して介護福祉士として就労する人々を想定している。 ①ベトナムとEPAに基づく介護福祉士の受入れは、「その有償」時期など現時点では不明なので、私どもは、ベトナム人介護士の早期就労受入れを「先行して」認定していただきたく、「特区」申請し上げる次第でございます。		ご回答内容について、当方の意見/要望を申し述べます。 (1)介護業務は今後の日本において必要性が高い業務として、早急に専門的職務としての評価を認めていただき、日本人のみならず外国人にも就労の機会(在留資格)を認定していただく願望が強い。また、ベトナム人大学卒者は非常に少ないので、介護専門学校卒、国家試験に合格して介護福祉士として就労する人々を想定している。 ①ベトナムとEPAに基づく介護福祉士の受入れは、「その有償」時期など現時点では不明なので、私どもは、ベトナム人介護士の早期就労受入れを「先行して」認定していただきたく、「特区」申請し上げる次第でございます。										1 0 4 0 1 0	ユニバ株式会社	東京都	法務省 外務省 厚生労働省		
050040	個人が所有しているエコポイントと当選品引き換え券を交換するエコポイント宝くじの創設	刑法185条、187条	刑法185条、187条	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品引き換え券を、個人等が所有しているエコポイントと交換して取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等にエコポイント宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換して、環境配慮商品の抽分、関東圏と関西圏において特区として認めたい。	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントと引き換えに出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が当選されたいというものです。この算出方法は現行で行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラ抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントの交換により抽選券を手に入れた応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から提出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが環境とエネルギー分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。	C	I	賭博、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ。当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に関与する主体ではないもの、いずれかの省庁において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。	本提案が刑法185条及び第187条に抵触するか否かを明確に回答させていただきます。併せて右の提案主体からの意見を見直し、再度検討し回答させていただきます。	特区を通じて検討要請の件は、刑法185条1項の総論ではなく、各論である。現在ポイントは法制下の対象とはならないとの理念の下での立案であるが、将来企業通貨的な要素も発展し、ポイントを利用した犯罪等が発生した場合は、関係各者の起訴に依って立法化されるべきである。但し、今回当社立案のエコポイント宝くじ(仮称)創設システムが法律に違反した者ではないか?との特区の判断に依り検討を要請したものである当社は、弁護士その他の学識経験者各位の意見を取り入れ立案したものであるが、万一法律に違反する箇所があれば指示頂き直ちに修正の上事業行程を再構築を計る所存である。但し、本事業は立法前の事業展開であることをご理解の上、ご検討ください。												1 0 2 4 0 1 0	株式会社市姫商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
050050	ベトナム人介護福祉士への就業在留資格の認定	出入国管理及び難民認定法第2条の2	出入国管理及び難民認定法第2条の2	現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就業が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就業を認められる在留資格を付与していただきたいこと。 例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の種類の適用、または新規種類の開設。	現在の出入国管理法では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認められないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたいこと。 これが実現すれば、高齢者介護の職需を悉くベトナム人に動かし、同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職需の増強にも貢献できることとなる。 提案理由: ①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職業養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、確保も少ないので、介護専門職を要する者は、日本と先進的な外国に留学し、資格取得し、実経験することがもともとも迅速で有効な手段であること。 ②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人の一部依存せざるをえないならば、その準備は早期に、かつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。 詳細は参考資料をご参照ください。	C	I・III	介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護指導、相談業務等に従事しようとする場合には「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する場合がありますが、日本の大学等を卒業した者で介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務もあつた介護分野への従事可否については、現在のインドネシア等との経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者の就業状況や、ベトナムとEPA交渉の今後の成行に従って、という時間ファクターを考慮すると、ベトナム人介護福祉士の日本の就業在留資格の可否の見直しはかたがた不透明であると感じざるを得ません。 ②ベトナム人看護師については以前より「医療在留資格」が認定される道が開かれていると聞きますが、これに準じた取扱を希望致します。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	①私共は現在、ベトナムの大学や専門学校が介護専門職養成の学科を創設する計画に協力していますが、優秀な卒業生には日本への留学、介護福祉士の国家資格取得後の若干年間の就業の機会が開けることが、非常に有効と考慮しております。来日研修中のインドネシアやフィリピンからの介護福祉士候補者の就業状況や、ベトナムとEPA交渉の今後の成行に従って、という時間ファクターを考慮すると、ベトナム人介護福祉士の日本の就業在留資格の可否の見直しはかたがた不透明であると感じざるを得ません。 ②ベトナム人看護師については以前より「医療在留資格」が認定される道が開かれていると聞きますが、これに準じた取扱を希望致します。									1 0 1 4 0 1 0	ユニバ株式会社	東京都	法務省 外務省 厚生労働省			
050060	個人が所有しているエコポイントと当選品引き換え券を交換するエコポイント宝くじの創設	刑法185条、187条	刑法185条、187条	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品引き換え券を、個人等が所有しているエコポイントと交換して取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等にエコポイント宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換して、環境配慮商品の抽分、関東圏と関西圏において特区として認めたい。	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントと引き換えに出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が当選されたいというものです。この算出方法は現行で行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラ抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントの交換により抽選券を手に入れた応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から提出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが環境とエネルギー分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。	C	I	賭博、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ。当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に関与する主体ではないもの、いずれかの省庁において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。	本提案が刑法185条及び第187条に抵触するか否かを明確に回答させていただきます。併せて右の提案主体からの意見を見直し、再度検討し回答させていただきます。	特区を通じて検討要請の件は、刑法185条1項の総論ではなく、各論である。現在ポイントは法制下の対象とはならないとの理念の下での立案であるが、将来企業通貨的な要素も発展し、ポイントを利用した犯罪等が発生した場合は、関係各者の起訴に依って立法化されるべきである。但し、今回当社立案のエコポイント宝くじ(仮称)創設システムが法律に違反した者ではないか?との特区の判断に依り検討を要請したものである当社は、弁護士その他の学識経験者各位の意見を取り入れ立案したものであるが、万一法律に違反する箇所があれば指示頂き直ちに修正の上事業行程を再構築を計る所存である。但し、本事業は立法前の事業展開であることをご理解の上、ご検討ください。											1 0 2 4 0 1 0	株式会社市姫商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁	

Table with columns: 管理コード, 重要事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的な事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の再見直し, 措置の内容の再見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, プロジェクト名, 提案番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁.

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
050090	パチンコ営業店のカジノ営業許可	刑法185条、186条	刑法185条、186条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である。パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的税(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに關してノウハウを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人および、予め入場許可証の発行を受けた者とし、それ以外はたとえ成人であっても入場を禁止することとします。	C	I	刑罰185条及び186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを構成要件から外することはできない。パチンコ営業店がカジノ営業することを正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府庁において当該営業行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該府庁との協議に応じる用意はある。			C	I				C	I			1 0 4 7 0 5 0	株式会社五越	愛知県	警察庁 法務省	
050100	外国人永住権申請の規制緩和(ガイドライン緩和・明確化)	出入国管理及び難民認定法第22条第2項、永住許可に関するガイドライン	永住者への在留資格の変更の要件は、原則として、①漸行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、としているところ、③については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることや罰金刑や懲役刑などを受けていないこと等を求めている。	現在のガイドラインは、永住権取得のための条件が非常に厳しい上、表現が曖昧。また、永住権取得に関するサポートが不十分と考える。政府は自国民のことを優先的に考え、これに応じて外国人材の出入国を管理する役割も担っていることは理解しているが、グローバル社会が進んだ現代社会により進んだ新たなガイドラインが必要と感じる。	【提案理由】 ①現行のガイドラインは非常に厳しい(在留年数等)②申請プロセスが複雑 ③審査基準・プロセスが不透明 【提案内容】 ①ガイドラインの緩和 a. 在留期間 最低10年→5年 b. 在留資格 就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること→廃止 ②申請プロセスの可視化 a. マニュアルの作成、公開 b. 申請方法に関する専門窓口設置 ③審査基準の透明化、標準化 ④「抽選永住権」制度の導入 【上記緩和によるメリット】 ・収入拡大・不法滞在や外国人犯罪率低下・在留外国人の購買拡大による経済活性化 ・日本企業の国際化を後押しする・優秀な外国人材を日本へ誘致できる	D	-	永住許可の要件として、原則として引き続き10年以上の本邦に在留等求めているのは、申請人である外国人の在留の態様、家族・親族状況等から見て、申請人の我が国社会との有機的関連が相当強くなっていると考えられ、この期間の在留をもって我が国社会の構成員として認められるものと評価し得るからであるが、10年以上継続して本邦に在留していない場合であっても、例えば、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると思われる者については、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与える等の取扱いを行っているところであり、「引き続き10年」の在留を絶対しているものではない。また、入国管理局のホームページにおいて、永住を希望する外国人の許可要件に関する予測可能性を高めるため、永住許可・不許可事例や、我が国に貢献があると認められる者への永住許可のガイドラインを公表し、透明化に努めているところである。			D	-				D	-			1 0 4 8 0 6 0	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省	
050110	出入国管理及び難民認定法表第一の二の長の投資・経営の項の下欄に掲げる「投資・経営」の在留資格の要件の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第七條、第七條、第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」について、本邦において投資又は経営する資産その他の事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(入管法別表第一の上質の在留資格を持って在留する者を除く。)で労働の職員が従事して営まれる規模のものであることを許可基準の一つとしているところ、この規模について、新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上であることを目安としている。	資格要件の考え方の中の「外国人が実質上その会社の経営を左右できる程度の投資(最低でも500万円以上)をすることが前提として必要」という規制の中の「最低でも500万円以上」という金額制限を撤廃。	【提案理由】 外国人の日本での起業障壁の撤廃 【実施内容】 大阪もしくは福岡を規制特区とし、少額投資でも起業できる様な土台を作り、外国人起業家を誘致し、産業を活性化させる。	C	-	在留資格「投資・経営」は、相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入居を認めるものであり、投資要件等の緩和は困難である。			C	-				C	-			1 0 4 8 1 1 0	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省	
050120	本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の公正な管理にかんする手続、検査要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第6条、第7条、第21条、第60条、第1条	本邦に上陸しようとする外国人は、上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。また本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。さらに、本邦外の地域に赴く意図をもって出ようとする外国人及び日本人は、その者が出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。	現行法で規定されている本邦に出入国するすべての人の公正な管理について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し、国内、国外の旅客利用者ととの接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航路への変更)に伴う入出国管理の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由: 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しい。会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。 しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。 そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置: 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内渡し、比田勝～釜山間を外渡することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客利用者ととの接触を遮断する方法により、混雑による利用と入出国管理手続き及び検査要件の緩和を図ることができるものと考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害: 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	C	IV	(韓国との)出入国者及び(博多～比田勝間)の国内旅行者が同じ船舶に混乗することとなり、乗下船の際にそれぞれが混合しないような動線の確保及び区分けが困難であると思われるほか、出入国者が乗船している船舶に国内旅行者を混乗させることで、出入国手続の過酷又は煩雑化を招き、①外国人が上陸許可を受けず上陸する。②我が国に不法滞在している者が国内移動として不法滞在を隠蔽することを意図して国外に出国してしまう。③日本人が出入国手続をせずに出国又は帰国する等を防ぐことができない恐れがある。これらを考慮すると、ご提案を受け入れることは困難である。			C	IV				C	IV			1 0 4 9 0 2 0	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段プロジェクト	対馬市	長崎県	法務省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たったの考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの適用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、これが外国人関係で大きな問題が発生しており、今後公的保険加入条件を緩和し、外国人向けの民間健康保険も可能とする。	日本在住の外国人に公的保険に加入を求めるとは、長年外国人と雇用などで接した立場から、外国人の実情に照らして困難な点が多いと思えます。現実的には多くの外国人は海外または日本の民間の保険を活用しており公的医療保障は高額の面で、特に出張の日系人には大きな負担です。もともと日本の公的保険は日本人のための制度です。外国人向けの民間健康保険は、日本の公的保険ではカバーしきれない保障も可能にして、経済的に弱い立場のある外国人向けの低コストの民間健康保険もあります。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の滞在費用などへのニーズがあります。また、病院での保険料を支払うことになり、100万円を超えることもあります。保険料の支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくるでしょうし、多くの外国人はかえて地下に潜ってしまうでしょう。特に入管のガイドラインの8項目、社会保険加入を強制するようことは、外国人の健康保険加入がポイントであるなら、民間の保険の適用も合理的な考えです。すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険の法律は時代が異なるもので、外国人の事情が変わった現在に適用するのは相当な無理があるでしょう。特に入管のガイドラインの8項目、社会保険加入を強制するようことは、外国人の諸事情に照らして早急に見直しを頂き、将来的には公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求められているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを告知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な取扱い ・国民健康保険法等は、状況が今は異なる古い時代の法律で、今後の外国人招聘を促進するには大きな障害となる事は明白です。入管ガイドラインの第8項目を削除し、外国人への公的保険の強制加入を排除した柔軟な対応に法律、制度を見直すよう強く求めます。 少なくとも当国は、入国管理局の示した文書の内容通り、外国人に健康保険証の提示に依る不利益が一切ないよう求めるものです。	併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	B-1	IV	公的保険の加入義務等については、当省の所管外だが、御指摘のガイドラインについては、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的として、8の部分を削除する等の改正を本年度中に予定している。また、前回回答したとおり、健康保険証が提示されないことをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	社会保険は厚生労働省の管轄であり、びざ更新と絡めて規制するのは、行政として極めて不適切且つ不公正な事と考えます。8項目の削除は大家結構な御対応です。現在の外国人状況と日本の将来の発展のために、日本の社会を維持し、規律を求めつつ外国人にメリットを提供することが重要な要素の一つと考えます。外国人にそぐわない不適切な負担を強いている公的保険の加入の規定を見直す。柔軟な対応が現場では求められています。まず特区の制度を活用して、実態に合った対応を実現し、その成果を確認していただきたいと思えます。それが効果を発揮すれば新しい日本の対処、制度となり、我が国に極めて有益と考えます。	B-1	IV	前回回答のとおり、御指摘のガイドラインについては、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的として、8の部分を削除する等の改正を本年度中に予定している。また、健康保険証が提示されないことをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。		1 0 5 0 0 1 0	外国人労働者問題協議会	神奈川県	法務省 厚生労働省
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たったの考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	入管法の改正により、2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインを適用し、健康保険証の提示を求めるとなっているが、その保険が日本の公的保険だけでなく、外国人向けの民間の国際健康保険でも可となるよう求める。	日本の公的保険は日本人のニーズに合うように作られた制度です。横浜において永住権をもつ就労ビザを有している外国人の多くは、ある一定期間日本で就労し、雇用契約が終了すると帰国したり、あるいは引き続き他国で新しい職を得るなどのように、彼ら特有の就労スタイルを持っています。そのような環境を越えて働く外国人にとって、その特有のスタイルにあったワールドワイドな国際医療保険に加入することは不可欠です。それは外国人のニーズを十分考慮した上で設計されているので、日本の公的保険だけでは保険適用の対象とならないような部分にまで保険適用範囲を広げています。日本には永住権を有する外国人もいれば、永住権を持たず就労のために一時的に滞在する外国人もいます。すべての外国人が公的保険で、民間で健康保険に加入すべきであるという考えにはおおいに賛同いたします。日本で永住権を持つ外国人に対して日本の公的保険への加入を促すことには一定の理解ができます。しかしながら、それを一時的滞在者にまで適用することには無理があると思います。今後、すべての外国人に日本の国民健康保険加入を義務付けるとすれば、場合によっては2から5年かかるとは考えられ、その金額は100万円を超えることもあります。それはあまりに大きな負担です。このように、日本人を対象として設計された制度を、永住権の有無にかかわらず一律に外国人に適用すること自体に相当な無理があると考えます。こうした事情に照らし、今回の入管のガイドラインの項目日本の公的保険に加入することを強制するかの対応は見直しを頂きたく提案いたします。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求められているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを告知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な取扱い ・健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	B-1	IV	公的保険の加入義務等については、当省の所管外だが、御指摘のガイドラインについては、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的として、8の部分を削除する等の改正を本年度中に予定している。また、前回回答したとおり、健康保険証が提示されないことをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。						1 0 4 0 1 0	Association of Foreign Businesses	神奈川県	法務省 厚生労働省
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たったの考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの適用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、これが外国人関係で大きな問題が発生しており、今後公的保険加入条件を緩和し、外国人向けの民間健康保険も可能とする。	神戸市在住の外国人に健康保険加入についてアンケートを暮ったところ、半数は民間の健康保険や国際保険や自国の保険に加入しており、半数が日本の公的保険に加入し、無保険の者は1%でした。医療保障は高額なので、民間保険と公的保険の両方加入する事は、かなりの経済的負担になり不可能です。外国人が加入する外国人向けの保険は簡単には手放せません。日本の公的保険は日本人のニーズに合った制度です。外国人向けの健康保険は、日本の公的保険ではカバーしきれない保障も可能としている。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の滞在費用がそれにある。日本の国民健康保険加入すれば、場合により2から5年かかるとは考えられ、その金額は100万円を超えることもあり、支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくる。不慮な外国人はかえて地下に潜ってしまうことになる。法務省は外国人が健康保険に加入しているかどうか心配することは、十分理解できますが、すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険についての法律は50年以上前の日本人の為のもので現在の外国人の状況と大きく異なり、それをそのまま適用すること自体に相当な無理があるのではないかと。特に今回の入管のガイドラインの8項目、社会保険加入することを強制するかの対応は、こうした事情に照らして早急に見直しを頂きたく、公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求められているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを告知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な取扱い ・「在留資格の変更、在留期間の更新許可の際に、保険証提示申請者が不利益を被ることがないよう、関連してもこのガイドラインが、外国人を不当に取り扱ったもの入国管理局の手段にらぬようお願いします。私たちは、このガイドラインが日本の国際的信用問題にかかってくと恐れています。私達の考えを合理的なガイドラインの修正案を別紙」に示しております。どうぞご参照ください。	併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	B-1	IV	公的保険の加入義務等については、当省の所管外だが、御指摘のガイドラインについては、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的として、8の部分を削除する等の改正を本年度中に予定している。また、前回回答したとおり、健康保険証が提示されないことをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	私たちは、法務省の「社会保険への加入義務の問題は法務省の管轄外であり、法務省としては単に厚生労働省を支援しているに過ぎない」ということは理解できます。が、最終的な加入義務は従業員(外国人)ではなく雇用主にあります。これは、雇用主に対して登録の「促進」を図るのには厚生労働省の責任です。外国人に対して社会保険に加入するよう促進するのは本来法務省です。法務省が、「健康保険証の提示がないことを持たずに勝手に申請が却下されることはない」とどんなに熱心に説明しても、外国人は何らかの不安を抱えることに変わりはありません。しかも、外国人側の落ち度ではないのです。外国人はさらに、「保険料を2〜5年分しかのぼって支払わなければならない」という問題にも直面しています。多くの企業では外国人従業員の社会保険適用は困難な面もある中で、各自で民間の保険に加入しております。彼ら外国人は申請窓口において彼らの民間保険の加入証明書を受理していただきたいと思えます。規制改革会議と厚生労働省は現場の実態に目を向けず、外国人が置かれている本場の状況を理解していないのです。神戸は外国人が多く、その中の半数は民間保険に加入していますので、神戸市の特区適用を希望します。最後にガイドラインの修正が最終的に決定される前に、ぜひ私どもにその草案を示していただき、コメントを提示する機会を与えていただきたいと思えます。両省の幹部の方とお会いできる機会をいただければ、これにまさる幸いはいけません。	B-1	IV	前回回答のとおり、御指摘のガイドラインについては、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的として、8の部分を削除する等の改正を本年度中に予定している。また、健康保険証が提示されないことをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。		1 0 1 6 0 1 0	フリーチャイブス	兵庫県	法務省 厚生労働省